

6 その他の海難防止の取組み

(1) 免許更新講習等における安全指導

海難を未然に防止するためには、船舶運航者をはじめとする海事関係者、マリナー愛好者、漁業者等、国民一人一人の海難防止に関する意識を高めることが重要です。このため海上保安庁では、小型船舶操縦者免許更新講習機関等の協力を受け、小型船舶操縦者が多く集まる小型船舶操縦免許講習等の場において、講習受講者等に対して安全指導を行うとともに、啓発リーフレットや啓発グッズを配布して海難防止に係る意識の向上を図りました。

また、漁業者に対しては、地域、漁業種別ごとにきめ細かく海難防止講習会や訪船指導等を実施したほか、水産庁が実施する「漁業カイゼン講習会」や毎年10月に漁業関係団体が主体となって実施している「全国漁船安全操業月間」に積極的に参加し、安全意識の高揚・啓発を図りました。



(2) 海難船舶に対する再調査通知書交付制度

第七管区海上保安本部「海の安全推進室」では、事故再発防止に係る操縦者の意識高揚等を図るため、機関故障及び運航阻害の海難事故を起こしたプレジャーボートの船長等に対して「再調査通知書」を交付し、一定期間経過後、再度、調査を含む安全指導を行う制度（通称「セカンドアプローチ～またくるけん～」）を設け、第七管区管内において展開しました。

本制度で行われる再調査については、メーカー等による修理が完了し、詳細な故障原因が判明した時期に配慮して実施されており、調査の結果判明した事項については、機関メーカー及び関係機関と情報共有することによって、将来的な機関の信頼性向上に結びつくことが期待されています。



第3章 海難の防止対策

(3) セーフティラリーによる安全意識の向上

第二管区海上保安本部では、漁船及び漁業者の事故を減少させるため、漁業者個人の事故防止に対する安全意識の向上を図ることを目的として、東北各県（福島県を除く。）における漁業協同組合及びその組合員が、「安全操業」、「安全運航」の声かけ運動、「見張りの徹底」の推進等を行う「漁船セーフティラリー」を平成28年10月1日から12月31日までの3ヶ月間において実施しました。

セーフティラリーの期間内又は年間を通して無事故を達成した漁協に対し、海上保安部署から無事故認定証及び無事故達成証（ワッペン）が交付されるほか、3年間継続して無事故を達成した漁協に対しては海上保安部署長表彰が、5年間継続して無事故を達成した漁協に対しては第二管区海上保安本部長表彰が与えられることとなっています。

この結果、129箇所の漁業協同組合が期間内における無事故を達成したほか、このうち105箇所の漁業協同組合については年間を通じて無事故を達成する結果となりました。

これらの取り組みについては、他の管区海上保安本部等においても進められています。



(4) リーフレットによる啓発活動

海上保安庁では、小型船舶の事故を防止するため、シーズン毎あるいは船種別の事故発生状況を踏まえ、それぞれの特徴に応じた安全対策を明記したリーフレットを作成し、海難防止講習会や訪船指導時において配付したほか、ツイッターやホームページ等を通じて広く国民に対し周知を実施しました。

特にマリンレジャーが活発になる春先から夏場にかけては、シーズンイン時におけるプレジャーボートの初出港に際した注意事項や、霧発生時及び花火大会観覧時の注意喚起、ミニボートや水上オートバイなどの特性に応じた事故防止対策など、重点的にリーフレットを作成してマリンレジャー愛好者に対して注意を促しました。

このほか、各海上保安本部や海上保安部署においてもそれぞれの地域特性や事故発生状況に基づいた安全対策等のリーフレットを作成しており、訪船指導時のほか、

海事関係者及び漁業関係者等に対する定期的な配布を行っています。

リーフレット(例)



(5) 安全推進マリーナ制度

海上保安庁では、海の安全推進活動に賛同し、連携して施策を推進するマリーナを「安全推進マリーナ」として認定しています。「安全推進マリーナ」では、プレジャーボート等が出港する際に「発航前検査チェックリスト」の提出をルール化させているほか、海上保安官を講師とした安全講習会の開催や海上保安官と連携した合同安全パトロール等を実施しています。

(6) A I Sを活用した航行支援システム

各海上交通センター及び管区海上保安本部では、A I S^{*}を活用した航行支援システムを運用し、日本沿岸における気象情報などの各種航行安全情報の提供や乗揚・走錨のおそれのあるA I S搭載船舶に対して注意喚起を行っています。

※A I S (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置)とは、船舶の識別符号、種類、位置などの情報を船舶相互間及び船舶と陸上の航行援助施設との間で情報の交換を行うシステムです。

海上交通センターからの注意喚起により船舶の乗揚を回避!!

22時49分頃、関門海峡海上交通センターの運用管制官が長崎県壱岐島付近海域にある浅瀬に接近する貨物船を確認しました。

運用管制官は、貨物船に対し、国際VHF無線電話で浅瀬に接近している旨の注意喚起をしました。

その結果、貨物船の乗揚げを回避することができました。

